○　福岡県警察公安捜査隊設置規程（概要）

（昭和４４年福岡県警察本部訓令第６号）

この訓令は、大規模又は特異重要な警備犯罪の捜査体制整備のため、公安捜査隊の組織、運用等について必要な事項を示したものである。